

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

## 規 則

○中小企業高度化資金貸付規則等の一部を改正する規則

（中小企業支援室）

一

## 告 示

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定

（食と暮らしの安全推進課）

一

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請

（循環型社会推進課）

二

○県営土地改良事業換地計画の縦覧

（農村整備課）

二

○道路の区域変更

（道路課）

三

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

三

## 選挙管理委員会

○参議院宮城県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる

三

基幹放送事業者及び政見放送の回数

三

## 規 則

中小企業高度化資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

中小企業高度化資金貸付規則等の一部を改正する規則

（中小企業高度化資金貸付規則の一部改正）

第一条 中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「、同表四の項に掲げる貸付け（別表第一の一の二の項に掲げる事業に係るものに限る。）を削り、同項第二号中「（別表第一の一の二の項に掲げる事業に係るものを除く。）を削り、同項第三号中「別表第一の一の二の項に掲げる事業に係るもの又は」を削り、同条第五項第一号中「（次号に掲げるものを除く。）を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「、二の項」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「一の二の項、」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

別表第一の一の項中「のうち、経営革新のための事業」を削り、同表の一の二の項を削り、同表の三の項中「若しくは第三十一条第一項第二号の基準に適合するもの又は」を「の基準に適合し、かつ、同条第二項の要件に該当するもの、」に改め、「同条第二項第一号イの要件に該当するもの」の下に「又は省令第三十一条第一項第二号の基準に適合し、かつ、同条第四項の要件に該当するもの」を加え、「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に改める。

別表第三の二十の項を削る。

（中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（令和四年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「〇・三五パーセント」を「〇・四パーセント」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に貸付けの決定を受けた高度化資金又は機構貸付資金については、なお従前の例による。

## 告 示

○宮城県告示第四百三十八号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定した。

令和四年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の主催者の名称及び所在地

主催者の名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

主催者の所在地 東京都港区新橋六丁目八番二号  
 二 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の開催年月日及び会場

種類	開催年月日	会場名称（会場所所在地）
研修	令和四年九月十五日 令和四年十月二日	宮城県大崎合同庁舎（大崎市古川旭四丁目一番一号） 宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉町二番四十八号）
講習	令和四年九月十五日 令和四年十月二日	宮城県大崎合同庁舎（大崎市古川旭四丁目一番一号） 宮城県建設産業会館（仙台市青葉区支倉町二番四十八号）

三 通信制で行うクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受付期間等

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和四年八月三日 令和四年十一月二日	令和四年八月十九日 令和四年十一月十八日	令和四年九月九日 令和四年十二月九日

四 受講料

- 1 クリーニング師の研修 五千円
- 2 業務従事者に対する講習 四千五百円

○宮城県告示第四百三十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十  
 五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可があったので、産業廃棄物  
 処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」  
 という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供  
 する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を  
 提出することができる。

令和四年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 株式会社高野コンクリート
- 2 所在地 宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保七番地一

3 代表者の氏名 高野 剛

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保七番地一

三 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の脱水施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七  
 条第一号）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥

五 申請年月日

令和四年四月二十八日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

2 縦覧期間 令和四年六月七日から令和四年七月六日まで（午前八時三十分から午後五時十五分  
 まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和四年七月二十日

2 提出場所 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人に  
 あっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語によ  
 り記載すること。）

○宮城県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事  
 業多賀城地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に  
 より関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十  
 七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求を  
 することができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定めら  
 れたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地  
 計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年六月八日から令和四年七月六日まで

三 縦覧場所

多賀城市役所

○宮城県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年六月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 関上港線

三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
名取市高柳字辻二三四番地先から 同市高柳字山神無番地先まで		前 九・六 後 一〇・六	一〇・二 一五・六	七一・三 七一・三

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称

富谷市富谷南裏百二十六番、百二十九番、百三十五番三、百三十五番四の一部、百三十六番の一部、百三十八番、富谷清水沢百九十八番一の一部、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

百九十八番一の地先の道の一部  
仙台市青葉区錦町一丁目十二番三号  
株式会社リトルベア

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十六号

第二十六回参議院議員通常選挙において、宮城県選挙区の選挙に関し、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定による候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者一人当たりの政見放送の回数、次のとおりとする。

令和四年六月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

テレビジョン放送	回数	ラジオ放送	回数
基幹放送事業者名	一 二	基幹放送事業者名	一
東北放送株式会社		東北放送株式会社	
株式会社東日本放送			